

このガイドは、義務教育期間を終えた青年期の方で、特性や発達に戸惑いや不安を感じている方やそのご家族や支援者の皆様に役立つ情報を掲載しております。生活シーンに合わせたメニュー毎に情報をまとめています。主に安佐北区にお住まいの方が利用できる相談機関や施設を中心に掲載しております。支援メニューの詳細は、ホームページを閲覧していただくか各相談窓口へお問い合わせください。官公庁の開庁日は月曜日～金曜日（祝日・休日、8月6日、12月29日～1月3日は除く）となります。このガイドは、広島市障害者自立支援協議会安佐北区地域部会ホームページ※「あさきたすけあい」でも公開しております。

障害福祉サービスについて

障害福祉サービスは、障害者や難病の方が、自分の生活や障害の状況に応じて、様々なサービスの中から必要なサービスを選び、利用できるサービスです。各サービスの内容等については、[相談する](#)の「障害者手当・福祉制度・障害福祉サービスに関すること」を参照し、ご相談下さい。18歳以上になると、サービスによって障害支援区分認定を受ける必要があります。障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。区役所の職員が障害の特性や心身の状態の聞き取り調査を行い、障害保健福祉をよく知る審査員で構成される審査会で区分1～6の判定を受けます。実態にあった判定をうけるために、本人の日常の様子をよく知る方が同席することをお勧めします。

「使える事業・施設」の左横に○・◎マークがついているものを利用するためには、申請が必要です。

○マークの事業や施設を利用するための問合せや申請については、[相談する](#)の「障害者手当・福祉制度・障害福祉サービスに関すること」を参照してください。

◎マークについては、それぞれの「事業・施設案内」内に問合せ・申請先を記載しています。

○・◎マークがついている事業・施設の事業所一覧は、「あさきたすけあい」HPの「社会資源マップ」や広島市公式ホームページの「広島市内の障害福祉サービス及び地域生活支援事業 事業者・施設情報一覧」をご覧ください。

※広島市障害者自立支援協議会安佐北区地域部会ホームページ「あさきたすけあい」はこちらから

QRコード



通う

学びの場（大学や専門学校への進学等）については、各学校へお問い合わせみましょう。

申請可否	利用できる事業・施設	事業・施設案内
○	生活介護	運動や軽作業、地域活動への参加、生産活動の機会、食事やトイレの介助などを提供します。障害支援区分が一定以上であることが条件となります。利用期間に制限はありません。
◎	地域活動支援センター	<p>地域活動支援センターは、障害のある人が地域で日常生活や社会生活を過ごしやすいよう、創作・生産活動、地域交流などの活動を通じて、障害のある人の日中活動を支援する機関です。I～III型まであり、それぞれの機能や支援内容は異なります。</p> <p>地域活動支援センターI型事業は、創作・生産活動、地域交流に加え、精神保健福祉等の専門職が相談に応じ、ボランティア育成や地域との交流活動を行うなど自立や社会参加を支援します。広島市には4か所のI型があります。 生活支援センターぬくもりのサロン（東区）(082-289-6088) 地域生活支援センターふれあい（南区）(082-890-7830) 地域生活支援センターモルゲンロート（安芸区）(082-892-3050) 地域生活支援センターいつかいち（佐伯区）(082-943-5562) I型を利用する場合の相談や申請は利用したい事業所に直接お問い合わせ下さい。</p> <p>地域活動支援センターII型事業は、就労が難しい障害のある方を対象として、創作活動や機能訓練、社会適応訓練、地域との交流促進などのサービスを提供します。 II型を利用する場合の相談・申請先は、安佐北区厚生部福祉課（TEL082-819-0608）です。</p> <p>地域活動支援センターIII型事業は、簡単な内職や手芸などの作品作りや販売活動など、創作活動や生産活動、地域との交流を支援します。 III型を利用する場合の相談や申請は利用したい事業所に直接お問い合わせ下さい。</p>

働く準備

申請可否	利用できる事業・施設	事業・施設案内
	障害者職業能力開発校	障害のある方々に、様々な職種についての知識や専門的な技術、技能を習得していただくために、職業能力開発促進法に基づいて国が設置し、県が委託を受けて運営する職業能力開発施設です。募集要項、それぞれの訓練コース概要及び応募に必要な書類は、公共職業安定所（ハローワーク）にあります。※詳しくは、広島障害者職業能力開発校（082-254-1766）（検索キーワード：広島県公式ホームページで「広島障害者職業能力開発校」と検索）又は居住地を管轄する公共職業安定所※（ハローワーク）にお問い合わせください。（※安佐北区はハローワーク可部 TEL082-815-8609）
○	自立訓練	主に就職や地域での自立生活を希望する人が対象で、身体障害を中心とした「機能訓練」と、知的・精神障害を中心とした「生活訓練」があります。機能訓練では、理学療法や作業療法など必要なリハビリテーションを行ったり、生活に関する相談やアドバイスをしています。生活訓練では、入浴や食事など身の回りのことが自分で管理できるようなトレーニングなどを提供します。居宅訪問型の支援もあります。利用期間はどちらも最大2年です。
○	就労移行支援	主に企業での一般就労を目指す障害のある方（65歳未満）を対象としています。就職に役立つ知識や必要なスキルを学びながら、就職や体調に関する相談もできます。就職後6カ月程度は、相談や面談などの支援を受けながら職場への定着を図ります。利用期間は最大2年です。

就労定着支援事業

就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対し、雇用された企業などで就労の継続を図るため、企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活上の各問題に関する相談、指導・助言などの支援を一定期間行うことです。

働く

申請可否	利用できる事業・施設	事業・施設案内
	障害者雇用	障害者雇用とは、障害のある方が一人ひとりの能力や特性に応じて障害のない方と同じように働けるよう、企業や国、自治体が障害のある方を雇用することです。障害者雇用で働きたい場合は、居住地を管轄する公共職業安定所※（ハローワーク）まで問い合わせください。（※安佐北区はハローワーク可部 TEL082-815-8609）
	特例子会社	特例子会社は、障害のある方のための施設の改善や、専任の指導員の配置などを行っています。特例子会社で働きたい場合は、居住地を管轄する公共職業安定所※（ハローワーク）まで問い合わせください。（※安佐北区はハローワーク可部 TEL082-815-8609）
○	就労継続支援（A型）	企業等での就労が難しい障害のある方へ、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。勤務形態や仕事内容は事業所によって様々です。A型は、「雇成型」と言われています。事業所と雇用契約を結んで最低賃金が保証されます。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、一般就労への移行をめざします。
○	就労継続支援（B型）	企業等での就労が難しく就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。作業内容は、事業所によって様々です。（お菓子・パン製造、部品の組み立て、農業、公園清掃等）B型は、事業所と雇用契約は結ばないため、「非雇成型」と言われています。最低賃金は保証されません。支援区分や利用期間の制限はないため、長期間の利用や体調に合わせた利用ができるというメリットがあります。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。

住む

申請可否	利用できる事業・施設	事業・施設案内
○	入所施設（障害者支援施設）	基本的には重度障害のある人が利用する施設です。支援を得ながら大人数（最低でも30人以上の集団です）で、共同生活をします。入所施設には、必ず生活介護などの日中支援サービスが併設されています。多くの利用者は、昼間は同一敷地内にある生活介護などで活動し、夜間を入所施設の居室で過ごします。
○	グループホーム（共同生活援助）	グループホームは、障害のある人が地域の中で家庭的な雰囲気のもと、共同生活する住まいの場です。支援を受けながら少人数（概ね4～10人）で共同生活します。グループホームは以下の3つの型があります。 ・介護サービス包括型(主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助) ・外部サービス利用型(主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談その他日常生活上の援助) ・日中サービス支援型(日中・夜間を通じて、入浴、排せつ又は食事など日常生活上の援助が受けられます。日中活動サービス等の利用希望がある場合は、個別に相談してください。)
◎	福祉ホーム	家庭環境や住宅事情等の理由により、家庭において日常生活を営むのに支障がある身体障害者の方に低額な料金で居室、その他の設備や日時生活に必要なサービスを提供する施設です。日常生活において常に介護を必要としない程度に生活習慣が確立できている方が対象です。
	自宅（家族と同居）又は独立生活	家族と一緒に暮らしたり、親元を離れて独立生活をしている方で、日常生活で支援が必要な場合は、障害福祉サービス等の利用ができます。



## 生活を支援する

申請可否	利用できる事業・施設	事業・施設案内
○	居宅介護（身体介護・家事援助等・通院等介助・通院等乗降介助）	介護が必要な人の家庭を訪問し、必要なお世話をします。 身体介護：自宅、入浴や排泄、食事などの介護を行います。 家事援助等：自宅、調理、洗濯、掃除などの家事を行います。 通院等介助：通院時など、屋内外の移動の介助を行います。 通院等乗降介助：通院時など、乗車や降車の介助を行います。
○	重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害で常に介護を必要とする人に、自宅での身体介護や家事援助、外出時の介護など総合的なサービスを行います。病院などに入院している際にも、意思疎通の支援などを行います。
○	短期入所（ショートステイ）	短期間、夜間も含め施設に入所して、入浴や食事など必要な支援を提供します。家族の緊急時やレスパイト（休息）で利用することができます。本人が自宅以外でも、安心して過ごせる場所を増やすために、利用することもできます。
○	自立生活援助	地域で一人暮らしを希望する人に対し、地域において自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問（居宅訪問）や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。
◎	手話通訳者派遣事業	聴覚障害者等の方が外出する時などで、手話通訳が必要な場合に手話通訳者を派遣します。 相談・申請先は、安佐北区厚生部福祉課（☎082-819-0608）です。（検索キーワード：広島市公式ホームページ「手話通訳者派遣事業」で検索）
◎	要約筆記者・奉仕員派遣事業	聴覚障害者等の方が外出する時などで、要約筆記が必要な場合に要約筆記者・奉仕員を派遣します。相談・申請先は、安佐北区厚生部福祉課（☎082-819-0608）です。（検索キーワード：広島市公式ホームページ「要約筆記者・奉仕員派遣事業」で検索）

## でかける

申請可否	利用できる事業・施設	事業・施設案内
	広島市心身障害者福祉センター	障害のある人に対して健康増進や機能回復等のために必要な文化事業、スポーツ事業を提供しています。 （☎082-261-2333）休館日：毎週水曜日、祝日の翌日
	まちづくり四日市役場 誰もが集える居場所「いどばた」	だれもが集える居場所「いどばた」は、年齢や性別、障害や疾病の有無に関わらず、行き場やチャレンジのきっかけを探している方が集える場所です。 毎月第一水曜日（13時～16時）時間内出入り自由で開催しています。
◎	移動支援	障害のある方が外出等の社会参加活動をする際に、ヘルパーによる付き添い介助を受けることができます。移動は原則的には公共交通機関を利用します。車を利用する場合は、運転手とは別に利用者を支援するヘルパーがいることが条件となります。通学や通所を目的とした移動支援を希望する場合は、利用条件があります。 相談・申請先は、安佐北区厚生部福祉課（☎082-819-0608）です。
○	行動援護	知的障害や精神障害で行動上の重い障害がある人の外出を支援します。危険を回避したり、外出中の排泄や食事などの介助を行います。
○	同行援護	視覚障害で移動が難しい人に、外出に同行して代読や代筆が必要な情報を伝え、移動を支援します。
◎	社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業	視覚障害者（児）、肢体不自由者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）の方が、外出等社会参加活動をするとき、市民ボランティアの社会参加支援ガイドヘルパーを派遣して、付き添い介助を行う事業です。 問合せ・申請先は安佐北区社会福祉協議会（☎082-814-0811）です。
	広島市バリアフリーマップ	障害者や乳幼児を連れた人など、市民のだれもが気軽に安心して外出できるよう、多くの市民が利用する公共施設や民間施設のバリアフリー設備の整備状況についての情報を、マップ形式によりインターネット上で提供しています。
	みんなのお店ひろしま	障害者が安心して利用できる取り組み（点字表示や段差解消など）を行っていることを宣言する事業者を「みんなのお店ひろしま」宣言店として広島市の公式ホームページで公表しています。宣言店は「みんなのお店ひろしま」のシンボルマーク入りステッカーを掲示しています。
	障害者手帳アプリ「ミライロID」の活用	障害者手帳をお持ちの方のお出かけや移動の利便性向上のためのアプリです。スマートフォンで障害者手帳情報が提示できます。障害者割引の電子クーポンやオンラインチケット等の情報が得られます。広島市の公共施設70か所以上で利用できるようになりました。（令和4年11月末現在）

ホームページ検索案内
「広島市心身障害者福祉センター」で検索
face book「四日市役場」で検索。 安佐北区地域部会HP「あさきたすけあい」「地域のおしらせ」コーナーで年間スケジュールを掲載しています。
広島市公式ホームページ「移動支援」で検索
広島市社会福祉協議会ホームページ「ガイドヘルパー」で検索
広島市公式ホームページ「広島市バリアフリーマップ」で検索
広島市公式ホームページ「みんなのお店ひろしま」で検索
広島市公式ホームページ「ミライロID」で検索

## 相談する

申請可否	利用できる事業・施設	事業・施設案内
	障害者手当・福祉制度・障害福祉サービスに関すること	安佐北区福祉課障害福祉係（☎082-819-0608） 障害者の手帳や手当に関する事、障害福祉サービスに関する相談や利用のための手続きができます。 サービスの利用や申請について、一般相談支援事業所や特定相談支援事業所に相談することもできます。 安佐北区障害者基幹相談支援センター（☎082-881-1441）、 安佐北区障害者相談支援事業所（☎082-815-0405） では、在宅の障害者や家族等の相談に応じ、障害福祉サービスの利用援助や各種情報提供を行います。
	就労のこと	ハローワーク可部（☎082-815-8609）（安佐北区を管轄する公共職業安定所） 仕事探しや職業訓練・雇用保険などの手続きの相談ができます。 ひろしま北部若者サポートステーション（082-516-6557） 15歳から49歳の方の就労に関する相談ができます。（家族からの相談も可能） 広島障害者就業・生活支援センター（☎082-297-5011） 障害者の方の就業面・生活面の一体的な相談・支援を行います。 事業主に対して、職場定着支援や雇用管理についての助言などを行います。 広島障害者職業センター（☎082-502-4795） 障害者職業カウンセラー等を配置し、障害者の就労について、障害者・事業所・関係支援機関の相談・研修などを行っています。
	くらし・お金のこと	福祉サービス利用援助事業「かけはし」（安佐北区社会福祉協議会☎082-814-0811） 障害等により日常生活を営む上で不安のある方に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などについて支援します。 安佐北区くらしサポートセンター（☎082-815-1124） 生活困窮者支援自立法に基づき、くらしに関する相談をお受けします。
	権利擁護のこと	障害者のための権利相談ダイヤル（広島市障害者110番） 障害者やその家族からの人権に関する相談に応じます。 （☎・FAX 082-537-1777） 広島市障害者虐待通報ダイヤル（24時間対応） 障害者の虐待にかかわる通報・届出・相談を受けます。 （電話・FAX・メール可） 広島市成年後見利用促進センター（☎082-207-3367） 成年後見制度を利用するための手続や申し立てに関するアドバイスを行います。
	身体障害に関する相談	身体障害者更生相談所（☎082-849-2802） 専門的な立場から相談や判定を行う機関です。 身体障害者相談員 身体障害者の更生援護の相談に応じる民間の協力者です。
	知的障害に関する相談	知的障害者更生相談所（☎082-263-3695） 専門的な立場から相談や判定を行う機関です。 知的障害者相談員 知的障害者の更生援護の相談に応じる民間の協力者です。
	こころの悩みに関する相談	精神保健福祉相談員等がこころの悩みの相談や精神障害者の生活上の悩みに関する相談に応じます。 安佐北保健センター（☎082-819-0616） 広島市精神保健福祉センター（☎082-245-7731）
	発達障害について	発達障害のある人の日常生活での気づきや悩みに対する相談に応じ、福祉サービス情報の提供や関係機関への紹介を行います。 広島市発達障害者支援センター（☎082-568-7238）
	難病について	難病のある方や、そのご家族などの日常生活での悩みや不安などに対する相談ができます。 難病対策センターひろしま（大人の相談☎082-252-3777 子どもの相談☎082-256-5558） 安佐北保健センター（☎082-819-0586、082-819-0616）

ホームページ検索案内
広島市公式ホームページ「障がいのある方とその家族の身近な相談窓口」で検索
「広島労働局 ハローワーク可部」で検索
「広島労働局 ひろしま北部若者サポートステーション」で検索
「広島労働局 広島障害者就業・生活支援センター」で検索
「広島障害者職業センター」で検索
広島市社会福祉協議会ホームページ「かけはし」で検索
広島市社会福祉協議会ホームページ「くらしサポートセンター」で検索
広島市公式ホームページ「広島市障害者110番」で検索
広島市公式ホームページ「広島市障害者虐待通報ダイヤル」で検索
広島市公式ホームページ「広島市成年後見利用促進センター」で検索
広島市公式ホームページ「身体障害者厚生相談所」で検索
広島市公式ホームページ「身体障害者相談員」で検索
広島市公式ホームページ「知的障害者厚生相談所」で検索
広島市公式ホームページ「知的障害者相談員」で検索
検索キーワード 広島市公式ホームページ「各区の保健センター」、「精神保健福祉センター」で検索
広島市公式ホームページ「広島市発達障害者支援センター」で検索
「難病対策センター」で検索。 広島市公式ホームページ「各区の保健センター」で検索